

国富町立八代小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。いじめ認知から少なくとも3か月経過観察を行います。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域、関係機関（町教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、福祉機関等）との連携を図ります。

3 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

本校では、既に設置している「ふれあい委員会」（いじめ・不登校対策委員会）をもって充てることとします。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

資料1 年間を通した「いじめ防止指導計画」

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期		
いじめ防止のための措置	児童が主体になった活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異学年交流会の実施 ○ 特別活動等における児童同士の相談活動の推進 (学級活動等での話し合い活動の充実) ○ 縦割り清掃活動の実施 ○ ボランティア活動の推進 ○ 児童会による相談箱の設置 ○ 全校学習会の実施(人権) ○ 児童による学校行事や集会の企画・運営 (運動会の応援リーダーの練習、遠足の遊び計画等) 	<ul style="list-style-type: none"> 5月中旬、3月上旬 通年 通年 通年 通年 12月中旬 9～10月、3月 	
	教職員が主体になった活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 ○ 全学級担任による授業実践(性教育、道徳等) ○ 具体的ないじめの形態についての児童への周知 ○ 教育相談の設定 ○ 教科や特別活動、道徳の時間等の全教育活動を通じた道徳教育や情報モラル教育の実施 ○ 外部講師等による講演会の実施 ○ PTA総会での学校の方針説明 ○ 学校通信等を活用したいじめの防止活動の啓発 ○ 学校公開の実施 ○ 保護者を対象とした研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 通年 通年 通年 毎学期末 単元に基づく 年1回 4月 通年 11月 年1回 	
	いじめの早期発見の措置	いじめの早期発見の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ○ 教育相談の設定 ○ ふれあいアンケートの実施 (学期1回は保護者へのアンケートも実施) ○ 県下一斉のアンケートの実施 ○ ふれあい委員会の開催 ○ 職員会議での情報の共有 ○ 進級、進学時の情報の確実な引継 ○ 過去のいじめ事例の蓄積 ○ 重大事態についての共通理解 ○ 学校評価及び学校評議員との話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> 通年 毎学期末 毎月 12月 毎月 通年 4月、3月 通年 4月 通年

資料2 いじめのサイン

(1) いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

- 遅刻や欠席が増え、その理由を明確に言わない。
- 先生と視線が合わない。
- 体調不良を訴え、保健室やトイレの回数が増える。
- 忘れ物が多くなる。
- 机の周りや棚が散乱している。
- 衣服や持ち物が汚れていたり、紛失したりする。
- 一人で行動していることが多い。
- 表情がさえない。

(2) いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- 仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- 先生が近づくと、不自然に分散する。
- 自己中心的な行動が目立つ。
- 集団の中心的な存在の児童がいる。

(3) 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりする等、サインを見逃さないようにする。

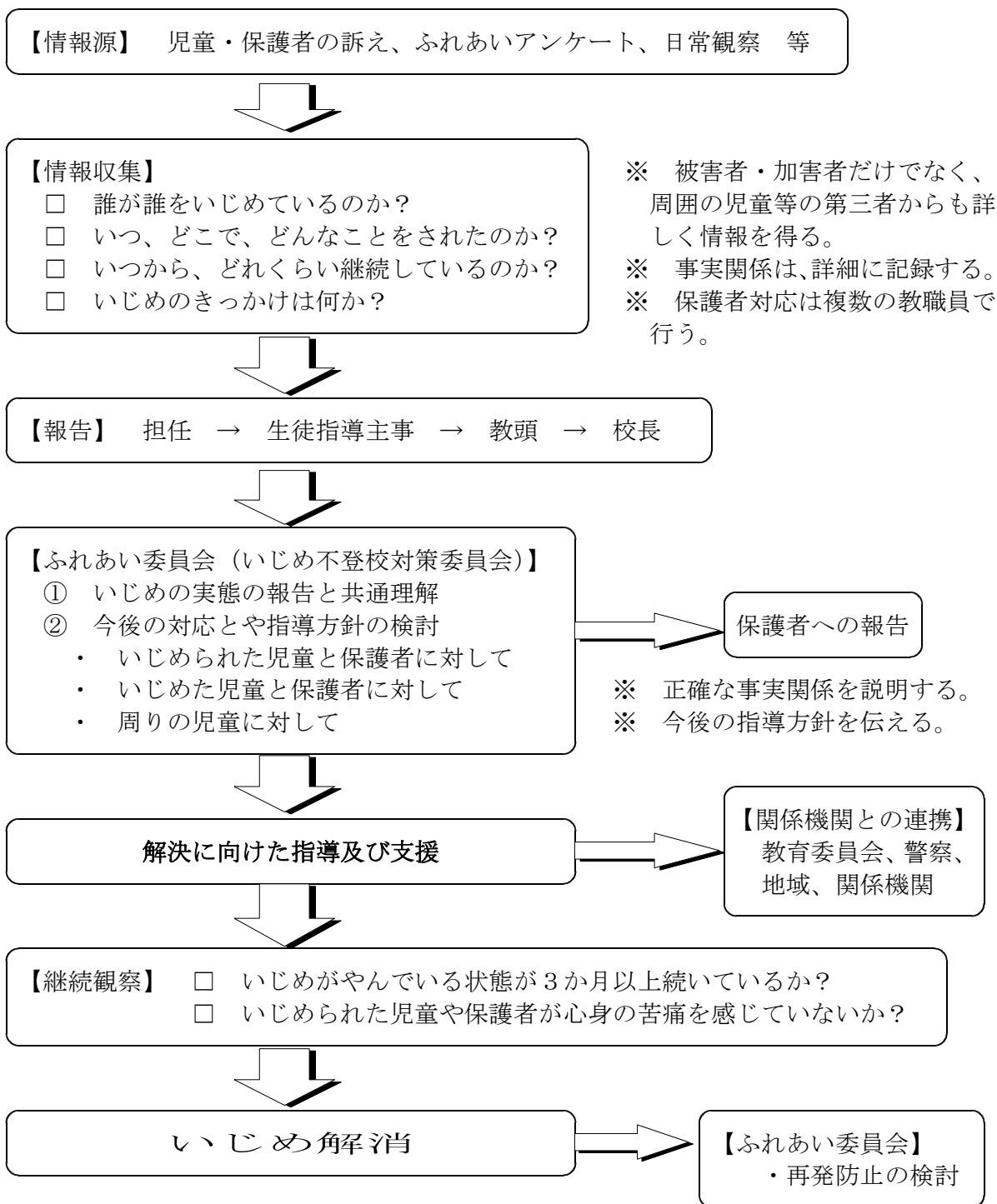
- いやなあだ名が聞こえる。
- 特定の児童が一緒になることを嫌がる。
- 何かおこると特定の児童の名前が挙がる。
- いたずら書きや落書きがある。
- 教室内が散らかっている。

(4) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動きをふり返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

- 学校のことを話さなくなる。あるいは、友だちの不平・不満をよく言う。
- 朝になると、学校に行きたくないと訴える。
- 電話に出たがらなかったり、おびえたりする。
- 遊ぶ友だちが急に変わる。
- 理由のはっきりしない、衣服の汚れや打撲・擦り傷がある。
- 学習時間が減り、成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 家庭の品物や金額がなくなったり、大きな額の金銭をほしがったりする。

資料3 いじめに対する組織的対応



適切な対応！ すばやい対応！
一人で悩まないで全職員で対応を！